

元最高裁判事 浜田邦夫さん 戦争法案しかる

「平和国家」の信用失う

安保関連法案（戦争法案）に反対する300人以上の弁護士と学者の共同記者会見（8月26日）で、法案を「国民の声を無視している」と厳しく批判した元最高裁判事の浜田邦夫弁護士に、法案の問題点、強行採決を組み安倍政権について聞きました。（若林明）

今回の安保関連法案は昨年7月の閣議決定に端を発し、結局今日に至るまで、そのプロセス全体が、立憲主義、すなわち憲法に従って国を運営するという内閣の使命に反しているところのが一番の問題です。

憲法解釈破壊する
— 立憲主義への挑戦

先の総選挙では、この憲法9条の問題なり、集団的自衛権の問題は主要な争点にはまったくなっていませんでした。たまたま選挙制度の仕組みで、小選挙区で有権者全体の約25%（比例代表で17%）の支持を得たにすぎない自民党が多数の議席を得ました。

他国の戦争に参加する集団的自衛権の問題を、多数の議席を得たことを「奇貨」として、安倍晋三首相は強引に押し通そうとしています。憲法の条を変えたいという主張は一つの考え方ですが、それなら、それを明確な争点に

い、憲法改正の手続きをするべきです。安倍政権は、憲法改正手続き条件を緩和しようと、9条と関係のない条項で「お試し改正」をしてから、9条を取りかかるとしていました。結局、それらが難しかったことで、閣議決定によつて歴代内閣が積み上げてきた憲法解釈を変更するといふ、いわば奇手を使いました。

今言わなければ 戦前と同じ後悔

統一性を一内閣の判断で壊してしまつのは、まさに立憲主義への挑戦です。

政治家たちは知性と見識、品性がもとめられます。いまや政府の法案の説明は国際的に説明のつかない、国民にも説明がつかないものになつてい

ます。また、安倍晋相は国会の場で不規則なやじを飛ばしたりしています。側近の議員人に対しても、賛成が3人いれば十分だといい、憲法判断は最高裁がするといいまして。元最高裁判事の那須弘平

使は違憲だと表明すると、先生や私が集団的自衛権の行使は違憲だと表明するから」といいます。裁判官出身の山口繁元最高裁長官が違憲だなどと「あれは一個人の考えた」と主張します。次から次へと思いつきの理由をあげる。知的水準、論理性といふ点で誠にみみるとないといふしかありません。

自衛隊に肩代わり
— させる米国の狙い

9月まで60年余、歴代の内閣は、集団的自衛権行使は憲法の枠の中では認められました。そういう憲法解釈を保持してきました。そういう憲法解釈の

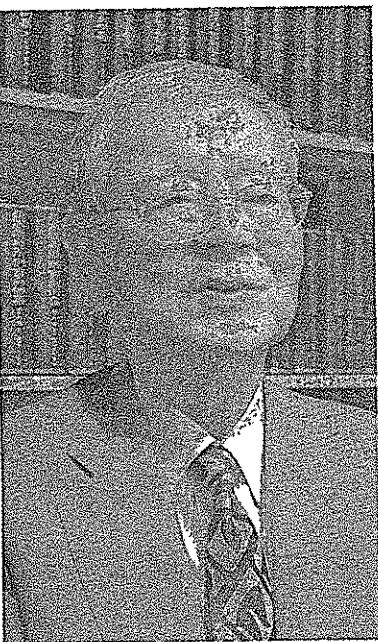
安倍政権は法案を正当化するため、憲法学者が200人反対しても、賛成が3人いれば十分だといい、憲法判断は最高裁がするといいまして。元最高裁判事の那須弘平を失いた人が少なくないのであります。また、安倍晋相は国会の場で不規則なやじを飛ばしたりしています。側近の議員も問題発言をしています。安倍晋相は、メンバーバーには、政治家にとって必要な大事なことで、学生が中心でした。今回の反対運動は様変わりをしており、とくにSEA-LDs（シールド）などの若い人たちの

運動は個人個人が自らの考えをしっかりと表明する新しい運動を感じます。

現実を理性的に見れば、集団的自衛権を認め海外で戦争をする國になることは決して合理的な道ではありません。アメリカの狙いは、自國の国民の生命が殺傷されるリスクを日本に転嫁することであり、膨大な軍事費の負担を日本に肩代わりさせることになります。法案が成立すればやがてアメリカ軍とともに全世界の紛争地で自衛隊が活動することになるでしょう。

それによって、憲法の条のもとで日本がこれまで積み上げた国際的信用の実績を失う、ものを壊そうとしているだけことになります。日本人の人道的な支援活動とか、経済活動思っています。

は世界からのそれなりの支持を得ています。戦後の日本は憲法の条のもとで武力で侵略したことないということが多くの国や社会に受け入れられてきました。自衛隊がアメリカ軍と共に軍事的な活動を行えば、海外で人道的、経済的な活動をしている個人や企業はその「平和国家＝日本」のメリットを失います。



はまだ・くにお 1936年生まれ。東京大学法学部卒業後、62年弁護士登録。82年日弁連常務理事。2001年5月最高裁判事(06年5月退官)。現在、弁護士事務所客員弁護士。

政治家たちは知性と見識、品性がもとめられます。いまや政府の法案の説明は国際的に説明のつかない、国民にも説明がつかないものになつています。また、安倍晋相は国会の場で不規則なやじを飛ばしたりしています。側近の議員も問題発言をしています。安倍晋相は、メンバーバーには、政治家にとって必要な大事なことで、学生が中心でした。今回の反対運動は様変わりをしており、とくにSEA-LDs（シールド）などの若い人たちの運動は個人個人が自らの考えをしっかりと表明する新しい運動を感じます。

法律の問題で、私のような運動は個人個人が自らの考えをしっかりと表明することには最高裁OBが発言することは異例なことです。が、今ここで発言をしないとそれこそ70年以上前に日本が戦争に突入したときだ、何も言わずに協力した弁護士や裁判官と同じ後悔をすることになります。弁護士のみなさんが今は非常に頑張って反対しているのもその反省にもとづいていると感じます。この法案が民主主義、立憲主義、平和主義その他の理念を壊そうとしているだけ

9月30日